

# 令和4年度地方税法及び水俣市税条例の主な改正点について

(地方税法) 法附則第5条の4の2

住宅ローン控除見直し

所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除しきれなかった額を所得税の課税総所得金額等の5%（最高9,75万円）の控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除する。

※住宅の取得をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した者を新たに対象とする。

(市税条例) 法附則第15条、第18条

固定資産税関係

## 1 固定資産税（土地）の負担調整措置

新型コロナウイルス感染症により社会経済活動を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行5%）とする。

※住宅用地、農地等については、現行どおり。

## 2 償却資産等に関する改正点（「わがまち特例」）

法附則第15条において、条例により市町村が定める課税標準の特例である「わがまち特例」の一部が改正されたため、本市条例においても改正。（法附則第15条第2項第5号に規定されている固定資産税の課税標準の特例割合を現行の4分の3から5分の4に改める。

※その他については、法附則の条ズレに対応するため、改正を行う。